

児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費助成制度

ひとり親家庭への支援

子育て支援課 ☎(50)1257

ひとり親家庭の生活の安定と向上、自立の促進のため、児童扶養手当の支給と、医療費や調剤費の助成を行っています。



■対象

18歳までの児童を養育している母子・父子家庭の母・父、または父母にかわって養育している人(祖父など)。

児童が心身に一定以上の障害がある場合は、20歳になるまで対象となります。

■児童扶養手当の額

児童1人の場合、月額4万2000円から9910円までの間で所得額に応じて計算

します。2人の場合は、第2子以降は3000円ずつ加算します。

ただし、申請者または同居している家族の所得額によっては手当が支給されない場合があります。

また、手当の支給を受け始めてから5年を経過するか、支給要件(離婚など)に該当してから7年を経過した場合、手当額が変更となる場合があります。

■医療費助成の額

同じ医療機関または同じ調剤薬局(各診療科目別)で、同じ人が受けた保険内診療分の合計自己負担額のうち、1カ月1000円を超えた額を助成します。

■申請手続き

必要な書類を添えて、子育て支援課に申請してください。

【申請に必要な書類】

- ◆申請者と対象児童の戸籍謄本
- ◆申請者と対象児童が含まれる世帯全員の住民票の写し
- ◆申請者の前年の課税証明書
- ◆申請者と対象児童の保険証
- ◆印鑑
- ※申請に必要な書類は申請者ごとに異なりますので、事前に相談ください

引き続き手当を受けるために現況届の提出

現在、児童扶養手当やひとり親家庭等医療費助成を受けている人は、所得や世帯の状況を確認する「現況届」を提出してください。

引き続き手当・医療費助成を受けるための大切な手続きですので、提出期間内に提出してください。期間内に提出しない場合は、手

当・医療費助成の支払いが遅れる場合があります。現況届のお知らせは、7月下旬に郵送します。

■持参するもの

児童扶養手当の証書、印鑑、養育費に関する申告書などの関係書類

■提出期間

8月3日(月)～31日(月)

子ども医療費助成 受給資格と受給券の更新

子育て支援課 ☎(50)1257

市では、0歳から高校生世代までの子どもを対象に医療費の助成を行っています。

0歳から中学校3年生まで

「子ども医療費助成受給券」を発行しています。現在使用している受給券の有効期間は、7月31日(金)までです。8月1日(土)からは、7月末に送付する新しい受給券を使用してください。

高校生世代

受給券は発行されません。医療機関などの窓口で、いったん医療費を支払い、後日領収書や印鑑、その他必要書類を持参し、還付の請求をしてください。

8月から自己負担金額が変わる人には、7月末に変更通知書を送付します。

保健指導を受けましょう

健康づくり課 ☎(50)1235

特定健康診査などの結果から生活習慣病リスクが高く、生活習慣改善で効果が得られそうな人には医師、保健師、栄養士などによる特定保健指導が行われます。さらに、継続的な運動により効果が期待できる人、自分なりに運動を行っているが、なかなか効果が上がらない人は、ストレッチや筋トレなど専門的な指導も受けられ



重症化する前に私たちが一緒に生活習慣を改善しましょう。

ます。該当者には、直接案内します。また、医療機関の受診が必要な人には、早期受診のお知らせと家庭訪問などによる指導も行います。

国民年金保険料の納付が困難なときは

市民課 ☎(50)1228

国民年金保険料を納めることが経済的に困難な場合は、保険料の納付が免除・猶予される制度があります。申請日から、原則2年1ヵ月前まで遡って申請できます。申請が遅れると障害基礎年金などが受けられない場合がありますので、早めに手続きをしてください。なお、所得の申告などをしておく必要があります。失業などを理由とするときは、雇用保険被保険者離職票、雇用保険受給資格者証など(コピー可)が必要です。

納付猶予制度とは

■若年者納付猶予制度  
30歳未満の人で、本人・配偶者の前年の所得が一定額以下の場合に保険料の納付が猶予されます。

■学生納付特例制度

20歳以上の学生で前年の所得が118万円以下の場合に保険料の納付が猶予されます。在籍期間を確認できる学生証(コピー)の場合は両面)または在学証明書が必要です。

免除された期間はどのような

■追納制度

保険料の免除、若年者納付猶予、学生納付特例の承認を受けている期間は、保険料を全額納付したときに比べ、将来受ける老齢基礎年金の受給額が少なくなります。この期間は、10年以内であれば後から保険料を納められます。

ただし、承認を受けた翌年度から起算し3年度目以降に追納する場合は、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされるため、早めの追納をおすすめします。

国民年金保険料を納めることが経済的に困難な場合は、保険料の納付が免除・猶予される制度があります。申請日から、原則2年1ヵ月前まで遡って申請できます。申請が遅れると障害基礎年金などが受けられない場合がありますので、早めに手続きをしてください。なお、所得の申告などをしておく必要があります。失業などを理由とするときは、雇用保険被保険者離職票、雇用保険受給資格者証など(コピー可)が必要です。

保険料免除制度とは

本人、世帯主、配偶者の前年所得が一定額以下の場合に保険料の納付が全額または一部免除されます。

■全額免除制度

保険料の全額が免除されます。

■一部免除(一部納付)制度

保険料の一部を納付すること

■免除されると将来の年金は――

	老齢基礎年金		障害基礎年金・遺族基礎年金
	年金の受取資格	年金額	年金の受取資格
全額免除	○	8分の4	○
3/4免除	○	8分の5	○
半額免除	○	8分の6	○
1/4免除	○	8分の7	○
若年者納付猶予	○	X	○
学生納付特例	○	X	○
保険料未納	X	X	X

※一部免除の期間中、必要な保険料を納めないと「未納」とみなされ、年金を受け取れないか、年金額が減ります  
 ※未納保険料は、平成24年10月から平成27年9月までの3年間に限り、過去10年分まで納めることができます(後納制度)